

視覚障害児・者の歩行における援助のあり方と方法

キーワード：視覚障害, 歩行, 援助, 手引き

芝 田 裕 一

兵庫教育大学研究紀要 第26巻 抜刷

2005年2月28日

視覚障害児・者の歩行における援助のあり方と方法

Principles and Procedures of Aids Concerning Orientation and Mobility

芝田 裕一*
SHIBATA Hirokazu

本研究は、視覚障害児・者（以降、まとめて視覚障害者とする）の歩行における援助のあり方及び方法を、視覚障害者の援助依頼、社会の理解・マナーをも包含して明らかにするものである。援助は、視覚障害者の意向・希望の基に行われなければならないが、社会は誤った、あるいは危険な援助を行う傾向にある。援助には、手引きによる誘導と、ルート、方向・方角、位置などの情報伝達がある。手引きは、視覚障害者に自分の腕を持ってもらい、半歩程度前を歩行すること、情報伝達では、指示語や指さしなど曖昧にならず、具体的な表現を心がけることが大切である。視覚障害者が援助依頼を行う際には、自らの言葉での確認、援助者の誘導、視覚的ランドマークの記憶、弱視者には白杖携帯等が必要である。これらの援助を遂行していくと共に、社会には、視覚障害者の立場に立った理解・マナーが求められる。

キーワード：視覚障害、歩行、援助、手引き

Key words : visual impairment, orientation and mobility, aids, sighted guide

I. はじめに

一般的に言って、視覚障害児・者（以下、まとめて視覚障害者とする）が、家族、友人、知人、ガイドヘルパー等の手引き（sighted guide）に依存しない歩行、いわゆる「単独歩行」をする時、他者による援助は不可欠である。この他者による援助については、古くは、自身が視覚障害で神戸市立盲学校教諭であった木下和三郎も「介補眼」と称してその重要性を指摘している（1939）。したがって、単独歩行は、「歩行前に必要な情報を得、主に、環境認知が不可能となった時や未知地域で必要に応じて一般社会に援助を依頼しての歩行」と定義できる（芝田，2003）。晴眼者であってもこれは同様で、障害のあるなしに関わらず、必要な時にルート、方向・方角、位置などに関して援助が得られるから未知の場所の歩行が可能であると言える。

本研究は、視覚障害者に対する援助のあり方、援助の方法である手引きによる誘導と、ルート、方向・方角、位置などの情報伝達について、社会の理解・マナーにもふれながら明らかにするものである。また、援助は、社会が視覚障害者に対して援助を申し出る場合とともに、視覚障害者自らが援助を依頼する場合がある。この視覚障害者における援助依頼の技術についても論じたい。

II. 援助のあり方

歩行における援助を行うに際しては、要不要の別、内容・方法等がその視覚障害者によって異なるということ

を理解して援助に臨む姿勢が不可欠である。具体的には、まず、視覚障害者に対して援助が必要かどうかを尋ねることから開始する。援助が不要という回答であれば、援助をする必要はない。熟知している地域を自信を持って歩行している場合もあるからである。したがって、不要な援助の押しつけや無理強いがかえって迷惑となる。援助の内容・方法は、視覚障害者個人のニーズによって相違するから、視覚障害者から援助を依頼されたら、どのような内容をどのような方法で行えばよいかをその視覚障害者に尋ね、それにそって援助を行うという姿勢が望ましいあり方である。このあり方は、援助に限らず視覚障害者や他の障害者と接していく際にも重要なポイントとなる。

社会は、肢体不自由等他の障害者に対しても同様であるが、「視覚障害者はいつでも援助を欲し、待っている。だから、断るはずがない」と考えがちである。河内（1979、1990）は、学生および教師にも同様の態度があることを指摘し、国によって社会の態度には相違がみられるが、海外においても同様の視覚障害者観が報告されている（Cutsforth, 1951）。さらに、社会の視覚障害者に対するネガティブなイメージのあることが指摘されている（河内，1990；Monbeck, 1973；佐藤，1991）が、社会は、このような視覚障害者観から、申し出た援助を視覚障害者に固辞されると戸惑いや不満を感じてしまう。その背景には「せっかく声をかけてやったのに」的な健常者の傲慢ともとれる、意識的、無意識的な感情

*兵庫教育大学第1部（障害児教育講座）

が見え隠れし、結果として、「援助を申し出られたのだから、視覚障害者は受けるべきだ」といった援助の押しつけがなされたりする。そういう社会の態度を反映して、視覚障害者の中には、援助を申し出られたら、たとえ不要の状況であっても固辞しないという人がいる。その援助者の気を悪くさせてしまうからというのがその理由である。視覚障害者に余分なストレスを与えるような状態では、もう「援助」からは乖離したものと云わざるを得ないであろう。

その他、無言で視覚障害者の腕や持っている白杖を引っ張る・後ろから押す・ズボンのベルトを握る等によって誘導する、視覚障害者の意向を聞かずに方向を指示する・誘導する、やたらに身体をさわる、「危ない」などいきなり大声で叫ぶ、など尊厳を傷つけるような、誤ったあるいは危険な社会の対応があるが、このような対応を受けた経験を持つ多くの視覚障害者が、社会の援助に感謝をしつつも援助の適切なあり方を示し、啓発している(遠藤, 2003; 芳賀, 1999; 日比野, 1997; 加藤, 2003; 松井, 2003; 水谷, 1988; 慎, 1997; 高橋, 1998; 吉野, 1997)。

ところで、障害者の人権は、ヨーロッパ、アメリカを中心に、1970年代からいくつかの宣言によって提唱され始め、1975年に至って、障害者の権利に関する宣言が国際連合から出されるに至る。視覚障害に関しては、それより早い1964年、世界盲人福祉協議会(現、世界盲人連合; World Blind Union)がいわゆる「人間宣言」を提唱している(岩橋, 1980)。このような流れは、1981年から開始される国際障害者年に発展し、その他、ノーマライゼーション・メインストリーミング・インテグレーション・インクルージョン・QOL・バリアフリー・ユニバーサルデザイン等の理念・実践、ホームヘルパー・ガイドヘルパー・介護保険・支援費・特別支援教育等の制度、IL・ピープルファースト等の運動を通して、近年、障害者に対する社会の理解は着実に高まりを見せている。報道、出版、芸能等は、この点についての世相を如実に反映させる媒体で、時には障害や障害者に関する表現に過誤の見られることが指摘されている(福田, 1997; 芝田, 2004)が、例えば、2004年、アテネで開催されたパラリンピックについての報道には、その前のシドニーやアトランタでの大会よりも質的・量的に向上がみえる。

しかし、社会の障害者に対する理解・マナーには、向上がみられ、実際の援助として行動的にも顕在化してきたとは言え、まだまだ健常者の独りよがりの状態から抜け出せていない面があることは否定できない。小島(1978)は、障害者への社会意識と反応様式を示し、差別は論外としても、障害者に対して関心(受容)があるグループにおける理性的(客観的)な社会の意識と反応

を理想とし、感情的(主観的)なものを問題視して、これを「知性に欠けた関心」とよんでいる。つまり、障害者に対する盲目的愛情・過保護・同情といった意識であり、これらは、結果的に障害者の権利剥奪につながるものと表裏一体の様相を呈しているのである。

今後、社会には、上述した援助の正しいあり方を理解するためにさらなる飛躍が望まれるが、そのためには、効果的で継続性のある教育・啓発が欠かせない。

Ⅲ. 視覚障害者への接し方と援助

1. 援助の申し出

本徳(1994)が学生に対して実施した調査では、歩行中の視覚障害者に対して助ける必要があるのか迷う(27.7%)、助けようとは思いますが、声をかけづらい(20.9%)、どのように援助すればよいのか分からない(19.2%)と困惑を示す回答が全体の2/3となっている。学生・教師に対する調査(河内, 1990)、中高生に対する調査(川原田, 1997)でも同様の当惑・困惑を示しているという報告や、筆者が直接受ける質問も同様で、社会は視覚障害者に対して、どのように接すればよいのか戸惑っているのが現状であろう。視覚障害者に対する援助の申し出は、気軽にやりたいが、声のかけ方は、「お手伝いしましょうか」、「手引きしましょうか」、「ご一緒しましょうか」等が妥当とされている。「大丈夫ですか」、「一人で歩けますか」という声のかけ方は、視覚障害者の歩行を危険なものだと決めつけているという印象を与えかねないことから適切とは言えない。

次に、援助を申し出る状況についてであるが、単独歩行をしている視覚障害者にとって、以下のような危険な場所や状況があり、こういう時には積極的な援助が求められる。

- ① 転落の危険があるホームや下り階段
- ② 視覚障害者は、歩行時、白杖を前下方に位置させることから上半身はプロテクトされていないため、上半身が当たる危険性のある駐車している大型トラックの荷台・サイドミラー、歩道橋の裏側、看板等

しかし、視覚障害者の中には、熟知している地域を自信を持って歩行している場合がある。迷っている様子でなく、自信を持って歩いているようであれば援助の必要はないであろう。一般的には、どのような状況であっても援助の意志があれば、気軽な気持ちで、既述したように不必要な場合もあることを念頭に置きながら、視覚障害者に申し出ればよいであろう。

2. 援助の方法

歩行における援助には、後述する手引きと口頭による情報伝達がある。ルート、方向・方角、位置など情報を口頭によって伝達する場合は、以下の2点に留意が必要

である。

① 視覚障害者に道順や方向・方角を教える時には、左、右、前、後、方角等を使う。

② 「あっち」、「こっち」といった指示語の使用や、全盲者にその方向を指さしすることは避ける。

また、盲導犬を使用している視覚障害者には、直接、盲導犬に声をかけたり、触れたりせず、その対応は、ユーザーである視覚障害者に尋ねるようにしなければならない。

IV. 手引きの方法

手引きは、介添え・ガイド・誘導ともいわれ、これによる歩行は、白杖による歩行、盲導犬による歩行等とともに、視覚障害者の歩行能力として位置づけられる技術の一つで、ガイドヘルパーが制度化されている今日、非常に重要で有効な歩行方法である。なお、ここで示す手引きの方法は、「視覚障害者の手引きとリハビリテーション」(芝田, 2004) から引用して加筆したものである。交通機関の利用等、これ以外の方法については、本書を参照されたい。

1. 手引きの条件

手引きは、以下の4つの条件を満たしていることが必要である。

- ① 安全性・安心感の確保
- ② 能率性(効率的、効果的)の向上
- ③ 見た目自然な動きや容姿の獲得
- ④ 視覚障害者、手引き者の両者にとってのやりやすい方法の獲得

これらの条件では、①の安全性・安心感の確保が第一(上位条件)となるのは言うまでもない。このためには、適宜、前後左右に気を配ること、無理をしないこと、緊急時に即応できる判断力・行動力を持っていること等、常に緊張感を持って手引きに臨む姿勢が不可欠となる。①の条件に次ぐ、下位条件は他の②・③・④の条件となるが、これら3つは並列で、同位である。

ここで解説する手引きは、これらの条件を満たしている基本的で最良のものと言える。したがって、なぜこの手引きの方法がよいのか、異なった方法では何が不十分なのか、さらに、その異なった方法ではどのように配慮すればよいのかを理解しておくことが大事である。

2. 手引きの総論的留意点

以下は、視覚障害者の手引きに際しての総論的留意点である。なお、道路では、視覚障害者は白杖、または盲導犬を携帯・携行することが道路交通法第14条で定められている。

1) 援助のあり方

前述のように、その視覚障害者の希望にそって援助をするという援助のあり方を理解して手引きをしなければならない。視覚障害者の手引きに対する考え、能力等は多様であるため、まず「相談する」、「希望をきく」という姿勢が不可欠である。

2) 手引きのあり方

手引きは、2人3脚に例えられ、行動的に手引き者と視覚障害者の呼吸があうということが必要である。ただし、可能な範囲で視覚障害者の希望にそようにはしても、安全性・安心感の確保を忘れてはならない。視覚障害者の中には、手引きの方法に慣れている人、あまり慣れていない人がいる。また、内容によっては個人によって方法が異なる場合がある。したがって、必要に応じてどのように手引きをすればよいのか、その視覚障害者と話しあい、手引きの条件を基にした判断が必要である。その他、視覚障害者の中には、ここで解説する手引きの方法を知らないケースもあるので、その時は、その視覚障害者と相談しながら、必要に応じて手引き者が方法を指示することになる。

3) 総合的な判断力

手引きにおける安全性・安心感は、手引き者が適切に判断することによって確保される。さらに、ここで解説する手引きの方法は基本的で最良のものであるが、実際の手引きにあたっては、その歩行環境や視覚障害者に応じて手引き者が自分で考え、判断しなければならないことが数多くある。そのため、手引き者には、手引きの条件を基準とする確実で適切な判断力が要求される。

3. 手引きの基本姿勢と留意点

1) 基本姿勢

手引き者は、視覚障害者の前に立ち、手引き者の肘の上を視覚障害者に持ってもらおう(図1、2)。この時、

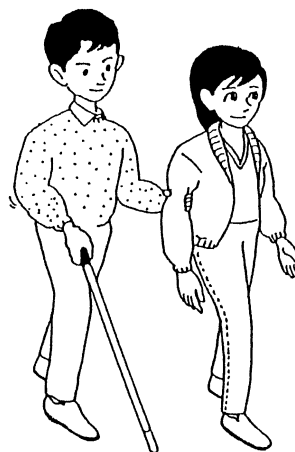


図1 手引きの基本姿勢

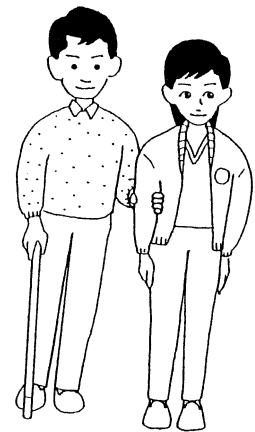


図2 手引きの基本姿勢

視覚障害者は、その肘をほぼ直角になるようにし、持ち方は、親指は外側に、他の4本の指は内側にして適度な強さでしっかり握るようにする。また、手引き者の手引きしている肘はリラックスし、特にその肘を曲げる必要はない。さらに、両者とも手引きしている方の脇は不自然に広げないようにする。この形で常に手引き者が、視覚障害者の前腕の分だけ、つまり、半歩程度前を歩いていく。一般的に後方から歩行する方が安心なため、後ろから押したり前から引いたりとは基本的な手引きの形ではない。視覚障害者の中には、この手引きの方法を知らない場合もみられるので、その時は、その視覚障害者と相談しながら、必要に応じて手引き者がこの方法を指示する。

その他の手引きの形としては、視覚障害者が手引き者の肩に手を置く、視覚障害者が手引き者の肘を持たずに手をまわして組むようにするなどがあり、これらの異なった方法を希望するケースもある。これらについては、手引きの条件を基にその視覚障害者と話しあい、適切な方法で行うようにする。

2) 二人分の幅

手引き者は、手引きしている視覚障害者も自分の身体だと考え、視覚障害者の分も含めて、常に二人分の幅を維持することによって安全性・安心感を確保しながら手引きをする。手引き者の肘を持っていない側の視覚障害者の肩や手が、障害物等に当たったり、触れたりすることのないように注意し、また、身長差のある場合は、視覚障害者の上部（頭、顔等）にも注意が必要である。視覚障害者にとっては、物に少し触れるだけでも驚愕する結果になることがあり、安心感を損なう。結果として、その手引き者に対する信頼感にも影響を及ぼすことになる。これらは、安全性・安心感に関わる非常に大切な事項で、安易に考えないようにしなければならない。

3) 手引きする側と歩速

手引きする側は、左右どちらでもかまわないが、視覚障害者は手引きしてほしい側を望むのが一般であるため、それに従うようにする。手引き者が二人分の幅を確保していてもなお、自分では安全性が確保できないと判断される場面では、視覚障害者がより安全な側にいるように手引きする側を変更してもかまわない。しかし、視覚障害者には手引きされる側の変更を望まないケースが多いこと、安全性など環境の状況に関係なく、建物側は視覚障害者、車道側は手引き者というように機械的に考えないようにすること等の理由から、安易に手引きする側は変更しないことが望ましい。結論として、視覚障害者の希望の側で手引きを行い、手引き者が安全な二人分の幅を確保するということを

考慮した上で、変更の可否を判断する。

手引きでの歩速は、視覚障害者によって、速い場合、遅い場合等多様であるため、手引き者独自で判断せず、視覚障害者の希望を聞きいて適度なものにする。

4) 説明と声かけ

溝をまたぐ、階段を昇降する、電車乗降をする時などは、その行為の前に説明が必要で、それは、その行動の直前に行われなければならない。例えば、「もう少し行くと階段があります」と言うだけでなく、実際に階段昇降をする直前に停止して「今から階段を降ります」という説明が不可欠である。会った時や別れる時には、声をかけ、別れる時は、その場所（位置）、方向（向き）を視覚障害者の希望に応じて指示することが必要である。方向が変わる時は、視覚障害者によっては、「右によります」、「角を左へ曲がります」など説明を希望するケースがある。歩道上に何か障害物があって、よけるためにやむを得ず車道を歩行しなければならない時などでは、視覚障害者にその説明をしなければならない。その他、視覚障害者が望めば、手引きで歩いている時に、周囲の風景の説明をするなど、雑談をしながら楽しく歩くことも忘れないようにしたい。

以上のように何かある時、これから何かを行う時などは、その行為の前に説明をすることが原則となるが、どのような状況でどのような説明が必要かは、個人によって異なるのでその旨、尋ねておくことが大切である。

5) その他

その他として、(1) 基本姿勢のとり方（手のコンタクト）、(2) 手引きの腕の持ちかえ、(3) 方向転換がある。これらは、視覚障害者もその方法を知っていることが前提で、知らない場合は手引き者がこの方法を指示する、あるいは、手引き者が自ら動いて行うようにしなければならない。ここで述べる方法は、歩行訓練として、視覚障害者に指導する内容であり、社会が行う「手引き」としては必ずしも知っておく必要はないものである。

(1) 基本姿勢のとり方

手引き者は、視覚障害者の横に立ち（手引きをする側）、視覚障害者の手の甲に自分の手の甲が軽く触れるようにする。視覚障害者は、その触れられた意味を理解し、自分の手を触れている手引き者の手から腕にそって肘の上まであげていき、手引きの基本姿勢をとる。

(2) 腕の持ちかえ

図3（手引き者の左腕から右腕に持ちかえる場合）の

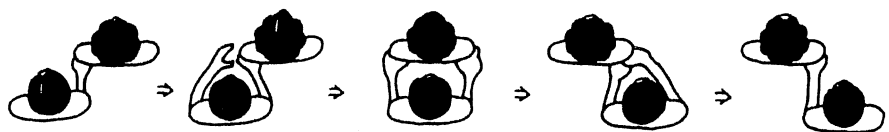


図3 腕の持ちかえ

ように、視覚障害者は、手引きされている右手はそのまま、左手で手引き者の左腕を握る。そして、左手はそのままにして右手を離し、手引き者の後ろにまわりながら右手で手引き者の右腕を握る。次に、右手をそのままにし、左手で手引き者の右腕を握り、右手を離す。

(3) 方向転換

図4（手引き者の右腕で手引きしている場合）のように、手引き者は、手引きしている手を中心に、視覚障害者と向き合う。視覚障害者は、手引きされていない手で手引き者のもう一方の腕を持ち、そして、今まで持っていた手を離して方向転換を行う。



図4 方向転換

4. 狭所の通過

1) 基本的な方法

二人分の幅が確保できないような狭所は、まず、手引き者が「狭い所ですので、私の後ろへ入って下さい」（これ以降、かけ声は意味が同様であれば他の表現でもよい）というように一声かける。そして、自分の手引きしている腕を後ろへまわすという合図をおくって、視覚障害者に手引き者の真後ろへ入ってもらい、一列になって歩行する（図5, 6）。その時、手引きされている視覚障害者の肘は、直角ではなく、真っすぐに伸展させる。狭所を通過し終われば、そのことを告げて基本姿勢に戻る。

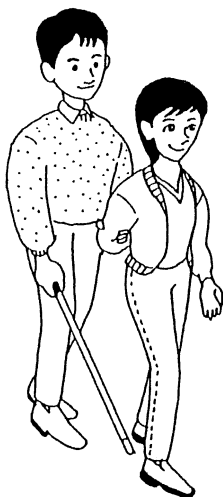


図5 狭所の通過



図6 狭所の通過

狭所が長く続くような場合は、手引きをやめて手引き者の肩に手を置いたり、背に触れながら歩行してもよい。さらに、一人分の幅も確保できず、横歩きしなければ通

れないような狭い場所、例えば、劇場の中などでは、お互いの手の甲を触れさせながら横歩きをする。その際、手引き者と視覚障害者のどちらが先に行くかは、視覚障害者の意見も取り入れて判断する。視覚障害者の中には、狭さの間隔を自分の持っている白杖で確認する場合もある。また、この狭所の通過方法や合図を知らないケースもあるので、その時は必要に応じて手引き者がこの方法を指示する。その他、ここで説明した方法については、どのようにすれば容易にできるか、その視覚障害者と相談したり、前もって練習しておくことも必要である。

2) ドア・引き戸の通過・開閉

一般的に、ドア・引き戸の通過は狭所の通過と同様の方法で行う。ドア・引き戸の開閉は、基本的には手引き者が実施する。しかし、手引き者が前、視覚障害者が後ろに位置しているため、開けるのは手引き者、閉めるのは視覚障害者という方法で行うこともできる。その時は、ドアのノブの位置を示すなど閉め方を視覚障害者に指示しなければならない時もあり、その視覚障害者と相談しておくことが前提となる。また、自動ドアの場合、後ろに位置している視覚障害者が閉まるドアにはさまれないように注意しなければならない。

5. 溝などをまたぐ

1) 白杖を利用した方法

まず、その溝に対して斜めにならず、直面する（溝に対して進行方向が直角となる）ように近づき、一旦停止する。溝ということを視覚障害者に告げ、必要に応じて視覚障害者に手引き者の横に位置してもらう。その際、必要であれば、安全のため手引き者の手で防御するなど視覚障害者が手引き者より前へ出ないように注意する。次に、その持っている白杖に触れることを視覚障害者に口頭で確認した上、視覚障害者がまたいだあと足を置けばよい位置をその白杖で示す。そして、二人同時にまたぐ。視覚障害者によっては、白杖で足を置く位置や溝の幅の確認を自身ですることもできる。また、あえて白杖で確認をする必要のない時もある。

2) その他の方法

その他としては、手引き者が先にまたぐ方法がある。まず、手引き者が視覚障害者が足を置く余地を考えて、少々前に位置するようにしてまたぐ。そして、立ち止まり、視覚障害者がまたぐのを待つ。その際、手引き者の足は動かさないようにする。手引き者が先に渡るということにより、視覚障害者の手引きされている腕が伸展して、どのくらいの幅の溝かが視覚障害者に理解できる場合がある。また、必要に応じて溝の幅を「15cmくらいの溝です」というように伝えてもよい。

溝をまたぐ方法は、このようにいくつかあるので、その場に応じて適切に判断をする。

6. 1段の段差

1) 手引き者が先に動く方法

溝と同様、1段の段差に直面するように近づく。そして、上る（下りる）前に、一旦停止し、「1段、上がります」と一声かけ、溝の場合と同様、必要に応じて視覚障害者に手引き者の横に位置してもらおう。その際、必要であれば、安全のため手引き者の手で防御するなど視覚障害者が手引き者より前へ出ないように注意する。まず、手引き者が先に上がって停止する。その際、視覚障害者が上がる余地を考えて少々前に位置するようにし、手引き者の足は動かさないようにする。次に、視覚障害者が上がる。手引き者は視覚障害者が上がるまで動かないようにする。そして、視覚障害者が上がった時に「段差は終わりです」と一声かける。

2) その他の方法

段を上がる場合に、視覚障害者にその段に足をかけるようにしてその高さを理解してもらい、同時に上がることもできる。必要に応じて、その段差の高さを「〇cmくらい」というように伝えるのもよい。また、お寺の山門の下にある横材（地幅）などは、またいでしまうと視覚障害者には分からず、つまづくことになる。そのため、前述と同様、上がる前に視覚障害者にその段に足をかけるようにしてその高さを理解してもらい、一緒にまたぐ、あるいは、この1段の段差の上りと下りを2つあわせたものと考え、上記の順序に従い、①手引き者がその段に上がる、②視覚障害者が次に上がる、③手引き者がその段を下りる、④視覚障害者が段を下りる、というように動作を一つ一つ区切るようする。なお、視覚障害者の中には、段差の位置や高さを自分の白杖で確認する場合もある。

ここで説明した方法は、段差の高さがある程度ある場合であり、例えば、歩道のすりつけなど段差が低い場合はどうするかなど、どの程度の高さであればこの方法によって上り下りするのかは、その場所、ケースに応じて判断する。

7. 階段の昇降

1) 手引き者が先に昇降する方法

階段は、1段の段差が連続したもので、基本的には「1段の段差」と同様である。大事なことは手引き者自身が階段に対して不安感を持たないようにすることである。まず、階段に直面するように近づき、上る（下りる）前に一旦停止する。そして、「上り階段です」と一声かけ、溝の場合と同様、必要に応じて視覚障害者に手引き者の横に位置してもらおう。その際、必要に応じて、安全のため手引き者の手で防御するなど視覚障害者が手引き者より前へ出ないように注意する。手引き者は1段上り、視覚障害者がその段を上りかけた時に2段目

を上るようにして、常に手引き者が1段先を上っていくようにする。その時の二人のリズムが乱れないようにすることが大事である。また、昇降速度は、速すぎても遅すぎても危険な時があるので適度なものにする。

最後の段には、視覚障害者が上る余地を考えて少々前に位置するようにして上り、そして、止まって視覚障害者を待つ。その際、手引き者の足は動かさないようにする。少しでも動くと、視覚障害者にはまだ階段が続くように感じられ、踏み外すことがあるため注意が必要である。最後の段に視覚障害者が上った時に「終わりです」などと一声かけるようにする。

2) その他の方法

必要に応じて、手引き者と視覚障害者が同じ段を上ったり、視覚障害者が手引きさされていない方の手で手すりを持って上ったり、さらに、手引きをやめて、視覚障害者が単独で上ったりする方法もあるので、その視覚障害者と相談して判断する。1段の幅や高さが異なったり、不規則な階段では、「1段の段差」と同様、1段ずつ区切って昇降してもよい。なお、らせん階段では、段の中央の昇降しやすい幅の部分を視覚障害者が昇降する、手すりを持つなどの配慮が必要だが、やはり、その視覚障害者と相談する。また、視覚障害者の中には、階段の位置、1段の高さを自分の白杖で確認する、1段ずつ白杖で確認しながら昇降する等のケースもある。

8. 溝、1段の段差、階段の動きのまとめ

溝、1段の段差、階段は基本的に同様な動きで、総合すると以下のような順序となるが、この順序とその時の動き、声かけを忘れないようにすることが大切である。

- ① 溝・段差・階段に対して斜めにならず、直面（それに対して進行方向が直角）するように近づく。
- ② その前で一旦停止する。
- ③ これから行うことの説明のため一声かける。
- ④ 必要に応じて視覚障害者に手引き者の横に位置してもらおう。その際、必要であれば、安全のため手引き者の手で防御するなど、視覚障害者が手引き者より前へ出ないように留意する。
- ⑤ 手引き者が、視覚障害者が足を置く余地を考えて少々前に位置するように先に動いて停止する。
- ⑥ 手引き者は視覚障害者が動くまで動かないようにする。
- ⑦ 視覚障害者が動く。その時「終わりです」と一声かける。

V. 手引きの方法における留意事項

1. 手引きの種類

手引きは、する方である晴眼者にも、される方である視覚障害者にも一定の知識と技術が必要である。この一

定の知識とは、両者間での動作による合図のことを意味するが、手引きを能率的にすすめていくには、この手引き者による合図と視覚障害者による反応の時期と内容が適切かつ合目的でなければならない。このことから、手引き者側からその方法を考える際、手引きは次の2つに類別される。

A. 歩行訓練としての視覚障害者の手引き技術向上のための方法

B. 歩行としての手引きの方法

Aは、手引き技術とともに知識（合図）を視覚障害者が学習することを目的とした手引きの方法を意味している。Bは、さらに、ア. 手引きを知っている視覚障害者の手引きの方法と、イ. 手引きを知らない視覚障害者の手引きの方法（手引き者の合図の意味を知らない場合）に分けられる。このうち、アは、ある程度の手引き技術を習得しており、知識も理解している視覚障害者に対する手引きの方法、イは、その逆で、手引き技術の習得と知識の理解が不十分な視覚障害者に対する手引きの方法を意味している。

手引き訓練は、歩行指導者が実施するもので、Aをさしており、Bは、視覚障害リハビリテーション・教育関係者、医療関係者、視覚障害者の家族・友人、ガイドヘルパー、ボランティア等が視覚障害者と歩行する際に、また、社会が視覚障害者を援助する際に行う手引きの方法である。手引きは、多くの視覚障害者が移動に利用する方法である。手引きの訓練（Aの方法）によってその能力が向上し、手引きのされ方に問題のないケースもあれば、身体的・能力的な理由から手引き者が多くの部分を補わなければならないケースもある。また、一般的にはその必要がなくても、歩行環境の状況によっては手引き者が補わなければならない場合もある。

2. 手引きの種類に応じた手引きの方法

Bの中のアとイにも一部相違はあるが、Aの方法は、Bの方法とは基本的に相違していることを銘記しておかなければならない。一般的に、Aでは、視覚障害者の手引きのされ方における能力を高める目的で手引きをするため、視覚障害者自身が行わなければならないことが多い。しかし、Bでは、その視覚障害者が自身ではできなかつたり、不自由であったりすることを手引き者が補うようにしなければならない。なお、Aでは、手引きは訓練となり、手引き者は指導者である。

1) 手引きする側と歩速

Aでは、視覚障害者が左右どちらでもできることを目的として手引きするが、Bでは、その視覚障害者の望む側で手引きをする。歩速は、Aでは、視覚障害者が多様な速さを経験し、それに対処できることを目的として手引きするが、Bでは、その視覚障害者の希望の速さに適合

させて手引きをする。

2) 身体や腕の動きへの反応

Aでは、視覚障害者が手引き者の身体や腕の動きに適切に反応できることを目的として手引きするが、Bでは、その視覚障害者の手引きの習熟度によってその反応の程度が変わるため、反応できにくい場合は手引き者が補う。

3) 口頭・動作による合図

Aでは、視覚障害者への合図は、口頭によることは可能な限り減少させ、動作だけで動けることを目的として手引きするが、Bでは、その視覚障害者の状態に応じて動作だけでなく、口頭による合図も重視して手引きをする。

4) 階段昇降

Aでは、視覚障害者が多様な方法等を経験し、それに対処できることを目的として手引きするが、Bでは、昇降方法・リズム・速度等、手引き者が視覚障害者の状態、希望に即して適合させる。

5) その他

その他として、基本姿勢のとり方、手引きの腕の持ちかえ、方向転換、ドア・引き戸の通過・開閉がある。これらは、Aで実施されるもので、視覚障害者もその方法を知っていることが前提であるため、Bのアにおいては可能な方法である。しかし、イのように視覚障害者がこの方法を知らない場合は、手引き者がこの方法を指示する、あるいは、手引き者が自ら動いて行くことを忘れてはならない。

以上のように、手引きには、歩行訓練としての方法と社会が理解しておく方法に差異があるが、視覚障害者の手引きに関する解説書には、この両者を混同して記述されている場合があり、注意が必要である。

VI. 視覚障害者における援助依頼の留意点

1. 援助依頼の要請

視覚障害者の援助依頼は、依頼の要請（声かけ）から始まるが、一般に援助依頼の要請には、声かけと共にアイコンタクトが欠かせない。したがって、視覚障害者にとって通行中の特定の人に要請するのは容易ではない。結局、不特定多数に声をかけ、応答を待つという姿勢にならざるを得ない。これは、非能率であり、不確実であるため、より能率的に要請をする方法として次のようなことが考えられる。

- ① 被依頼者が通行中やその付近にいると予測される状況で、足音や話し声等が手がかりにできる場合は、音源定位によって自分の真正面にいることや、真正面を通過する時を判断して要請する。
- ② 電車・バスの車内、券売機前など被依頼者が静止している時に要請する。
- ③ その機関、建物等の関係者（駅員、職員等）に要請

する。特に、駅では改札口や出口で要請すると援助が受けやすい。

- ④ デパート、ショッピング街、地下街などでは、インフォメーションコーナー（案内所）を利用する。
この③と④は、援助の内容によっては歩行中の通行者よりも目的にそった援助が受けやすいであろう。

2. 援助者との対応における留意点

1) 明確かつ能率的な依頼内容

明確かつ能率的な依頼内容には、範囲を狭めていく方法が考えられる。それは、場所に依じてその直前の目的地を尋ねるといのように、その内容を変えていくものである。例えば、大阪環状線京橋駅から梅田阪急三番街南館2Fの喫茶店「×」へ行く場合、次のような方法で行う。

- ① 京橋駅で——JR大阪駅への行き方を尋ねる。ここで「×」を尋ねても明確な回答は得にくい。
② 大阪駅で——まだ「×」を尋ねずに、阪急三番街への行き方を尋ねる。
③ 阪急三番街付近で——ここで喫茶店「×」を尋ねてもよいが、まず、阪急三番街南館2Fを尋ね、その付近に行ってから喫茶店「×」を尋ねる方がよい。
その他として、以下が大切である。
- ① 依頼したい内容を明確に援助者に伝える。
② ルート・方向、目的地の位置等は、「あっち」、「こっち」といった指示語を使用したり、指さしをして説明がなされる場合がある。これに対しては、方向・方角で尋ね直したり、視覚障害者自身が指さしをして確認する。
③ 可能ならば、援助者が「はい」か「いいえ」で回答できるような質問をすると具体的な情報取得が容易である。

2) 援助者の誘導

援助者に手引きを依頼しても、援助者がその目的地について不案内な時、視覚障害者がその所在に精通しておれば、援助者を口頭によって誘導するということが考えられる。さらに、援助者が手引きをしている時に正規のルートから逸脱した場合、援助者を誘導する必要がある。そのため、普段から手引きによって歩行していても、その時の手引きによって誘導される自身の身体の動きに注意し、現在どの方向・方角に向かっているのかに注意しておくことが大事である。また、口頭で目的地までのルート説明ができるようにしておくことも必要である。

3) 視覚的ランドマークの利用

援助者を誘導する時、また、単独歩行時にルートに関する情報を得る時等には、晴眼者が使用する視覚的ランドマークの利用が有効である。例えば、「Y銀行の角を右に曲がりたいのです」、「Zクリーニング店の向かいの

家へ行きたいのです」といのように依頼する。そのために、視覚障害者、特に全盲者の単独歩行には直接必要ではないが、これらの視覚的ランドマークの記憶も大切である。

4) ハイน์ズブレイク

ハイน์ズブレイクとは、押されたり、引っ張られたり、肘を持たれたりすることによって、手引き以外の方法で誘導された時、視覚障害者自身が依頼し、口頭によってあるいは動作を随伴させて手引きに変換してもらうことを言う。この目的は、①視覚障害者自身の不安感の解消、②見た目の不自然さの解消、③社会に対する手引きの方法の啓発の3点である。視覚障害者の中には、せっかく援助をしてもらっているのだからとハイน์ズブレイクをすることに抵抗を感じる場合がある。しかし、その目的を理解し、躊躇することなく、常にハイน์ズブレイクができるようにしたい。

5) 援助者と別れる際の確認

歩行ルートの途中で援助者から情報を得た後や、目的地までの手引きが不可能で援助者とルート途上で別れた後に、視覚障害者自身の現在地点、身体の向き、今後の進行方向を失念することがある。そうすると、新たな援助依頼の必要性が生じるので、このような非能率さを解消するために、援助者と別れる際に自分の現在地と進行方向・方角の確認が欠かせない。これは、単に口頭だけでなく、実際に自分の手や腕等で方向をさし示して確認しておくことで確実性が向上することを忘れてはならない。

6) 援助の固辞

申し出られた援助の中には、不必要なものもある。その援助を受けたことによって現在地が分からなくなり、さらに、新たな援助の必要性が生じるという場合もあるため、不必要な援助は固辞しなければならない。せっかく申し出られた援助を固辞するのは、非常に心苦しいことではあるが、丁寧な言葉で勇気をもってその援助を辞退したい。

7) 服装とマナー

その他の大事なこととして、服装とマナーがあるが、これは、いわゆる一般常識的な問題なのであえて言うまでもないであろう。特に、援助の固辞の際には、マナーとしての言葉遣いは大切である。

8) 弱視者と白杖

弱視者（ロービジョン）には、その保有視覚で道路上の歩行では問題がなくても電車の運賃表・時刻表、バスの行き先表示等が見えず、社会の援助に頼らざるを得ない人がいる。弱視者の中には白杖の携帯に抵抗を示す場合がみられるが、このような時、白杖を持っていないと一般社会が視覚障害者と認知しにくく、満足のいく援助が受けられないことが多い。一般的に言って、社会は視

覚障害者といえはすべて全盲者と思いがちであるため、弱視者の存在を啓発する意味でも白杖の携帯は必要である。

VII. 社会に求められる理解とマナー

1. 道路における現状

一般に、道路上の障害物、自転車、大型トラックの駐車は非常に迷惑である。走行しているものでは、自動車・トラック等も危険であるが、無理な運転をして、視覚障害者の横をすりぬけたり、歩行している視覚障害者の前をいきなりに横切ったりする自転車やバイクは、より危険性が高い。特に、自転車との事故は多いと言われ、筆者も自身が負傷したり、白杖を損傷したという報告を多くの視覚障害者から受けている。また、現在、歩道は歩行するだけのものではなく、障害物や駐車があり、非常に歩きにくい現実がある。状況によれば、歩道がかえって危険性が高く、歩車道の区別のない道路の方が安全な地域がみられる。

この他、通行者が、白杖で歩行している視覚障害者に気づかず、あるいは強引に前を横切ったため、白杖を蹴飛ばす、破損させる、足をひっかけて自分が転倒する等の結果を招くことがある。その通行者が白杖によって転倒し、視覚障害者が加害者とされて訴訟にまで発展したケースもあるので注意が必要である。また、道路上に商品を置かれると、それを視覚障害者が白杖で破損させてしまうことにも留意しておかなければならない。

2. 信号・道路横断における現状

信号が青であれば、運転者は、左右の確認が不十分なまま交差点を横断することが多い。横断中の歩行者の優先という道路交通法を理解せずに、無理に右左折する車もある。一般に、視覚障害者は車音によって信号を判断しているため、判断ミスをするると大きな事故につながる。また、車の通行量が少ない交差点であれば、車音が聞き取りにくい場合信号の判断がしにくく、ミスをする可能性が高くなる。したがって、信号があれば視覚障害者にとって有効であると無条件には断言できないのである。

3. 理解・マナーのまとめ

道路交通法にも改善すべき点はあるが、現在、社会に求められる理解・マナーをまとめたものを次に示す。

- ① 視覚障害者の白杖に注意をし、特に、自転車、バイク、歩行者はその歩行を妨げないよう、そして、白杖に当たらないようにする。
- ② 視覚障害者が道路横断をしている時、運転者は道路交通法を遵守し、無理な右左折をしないなど、より注意を払う（道路交通法第38条、通行の優先）。

- ③ 青信号であっても、視覚障害者に注意し、必要に応じて減速・停止をする。
- ④ 道路交通法第71条では、運転者は、視覚障害者に対して一時停止または徐行すると定められているが、それだけでなく、注意をし、不用意にクラクションを鳴らしたりせずに必要に応じて下車して手引きなどの援助をする。
- ⑤ 視覚障害者が安心して歩行できるよう、みだりに道路に広告板などを常置したり、露店などを出さないようにする（道路交通法第77条、道路の使用許可）。
- ⑥ 違法駐車、不法駐輪をしないようにする。
- ⑦ 視覚障害者誘導用ブロックだけで視覚障害者の歩行は十分であると考えず、必要に応じて援助をする。
- ⑧ 視覚障害者誘導用ブロック上に商品等の物を放置したり、駐車・駐輪をしないようにする。

引用・参考文献

- Cutsforth, T.D. (1951) The blind in school and society: A psychological study. American Foundation for the Blind.
- 遠藤織枝 (2003) 視覚障害者と差別語. 明石書店.
- 福田恵子 (1997) コミックの中の障害者. 視覚障害リハビリテーション, 45, 17-36.
- 芳賀優子 (1999) 弱視OL奮戦記—私、まっすぐ歩いています—. 都市文化社.
- 日比野イエラ著、日比野清監修 (1997) わたしは盲導犬イエラ. ミネルヴァ書房.
- 本徳香津子 (1994) 学生の視覚障害者の歩行に関するイメージアンケート調査から—. 視覚障害リハビリテーション, 39, 36-57.
- 岩橋英行 (1980) 青い鳥のうた—ヘレン・ケラーと日本—. 日本放送出版会.
- 加藤明彦 (2003) らくらく視覚障害生活マニュアル. 医歯薬出版.
- 川原田久美 (1997) 視覚障害者に対する中高生の意識—意識調査を通して—. 視覚障害リハビリテーション, 45, 51-69.
- 河内清彦 (1979) 視覚障害者 (児) に対する学生および教師の態度—態度構造について—. 特殊教育学研究, 17(2), 19-32.
- 河内清彦 (1990) 学生および教師の視覚障害者観. 文化書房博文社.
- 木下和三郎 (1939) 盲目歩行に就いて. 傷兵保護院.
- 小島蓉子編著 (1978) 社会リハビリテーション. 誠信書房.
- 小島蓉子・奥野英子編著 (1994) 新・社会リハビリテーション. 誠信書房.
- 松井進 (2003) 見えない目で生きるということ. 明石書

- 店.
- 水谷昌史（1988）白杖が感じた社会の素顔. 視覚障害リハビリテーション, 28, 4-11.
- Monbeck, M.E. (1973) The meaning of blindness: Attitudes toward blindness and blind people. Indiana University Press.
- 文部省（1985）歩行指導の手引. 慶應通信.
- 大野智也（1988）障害者は、いま. 岩波新書.
- 佐藤泰正編（1991）視覚障害学入門. 学芸図書.
- 芝田裕一（2003）視覚障害者リハビリテーションと生活訓練第2版—指導者養成用テキスト—. 日本ライトハウス.
- 芝田裕一（2004）視覚障害者の手引きとリハビリテーション第10版. 日本ライトハウス.
- 慎英弘（1997）視覚障害者に接するヒント. 解放出版社.
- 砂原茂一（1980）リハビリテーション. 岩波新書.
- 高橋実監修（1998）見えないってどんなこと—視覚障害者24人. それぞれの生き方—. 一橋出版.
- 徳田克己（1992）盲人シミュレーション体験による盲人能力観の変容. 視覚障害心理・教育研究, 9, 23-26.
- 上田敏（1983）リハビリテーションを考える—障害者の全人間的復権—. 青木書店.
- 吉野由美子（1997）視覚障害者の自立と援助. 一橋出版.